

事業者等の緊急地震速報の利活用の手引き (学校・事業者用)



明石市総合安全対策室

平成29年4月

Ver. 2.4

はじめに

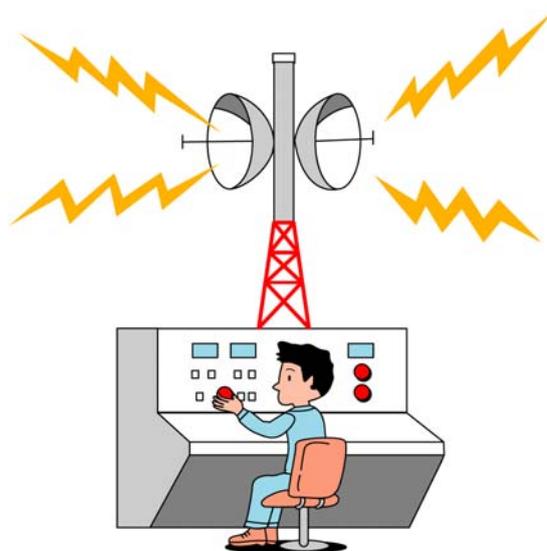
気象庁では、地震の強い揺れが到達する前のわずかな時間を利用して、災害を軽減するため地震動の予報・警報をお知らせする「緊急地震速報」を提供しています。平成19年10月1日より、テレビ・ラジオから伝達される一般向け提供が開始され、明石市では、平成20年10月1日よりJ-ALERT(全国瞬時警報システム)を導入し、防災行政無線を使って屋外スピーカー等から緊急地震速報を伝達できるようになりました。さらに、平成23年3月1日より、市役所と市立学校における館内放送設備からも緊急地震速報を伝達します。

緊急地震速報は、適切に活用することにより、地震防災対策に有効な情報ですが、そのためには、緊急地震速報の特性を良く理解し、緊急地震速報を受けた時にとっさに適切な対応行動が出来るよう、日頃から準備しておくことが必要です。

この手引きは、気象庁が作成した「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用) <http://www.jma.go.jp/jma/press/0708/03a/rikatsuyou.pdf>」を基に **TV、ラジオ、防災行政無線から緊急地震速報を見聞きした場合の学校、庁舎や公共施設、民間のオフィスや集客施設などにおける一般的な利活用の方法のポイントを簡易にまとめたもの**です。

各事業所・学校等におかれましては、速報を受信した際の職員、従業員、生徒及び来客者の安全確保が図れるよう、事前にマニュアル等を整備し、一人ひとりが適切な行動をしていただきますようお願いいたします。

なお、より詳細については、上記「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)」を参照して下さいますようお願いいたします。



目 次

第1章 緊急地震速報とは

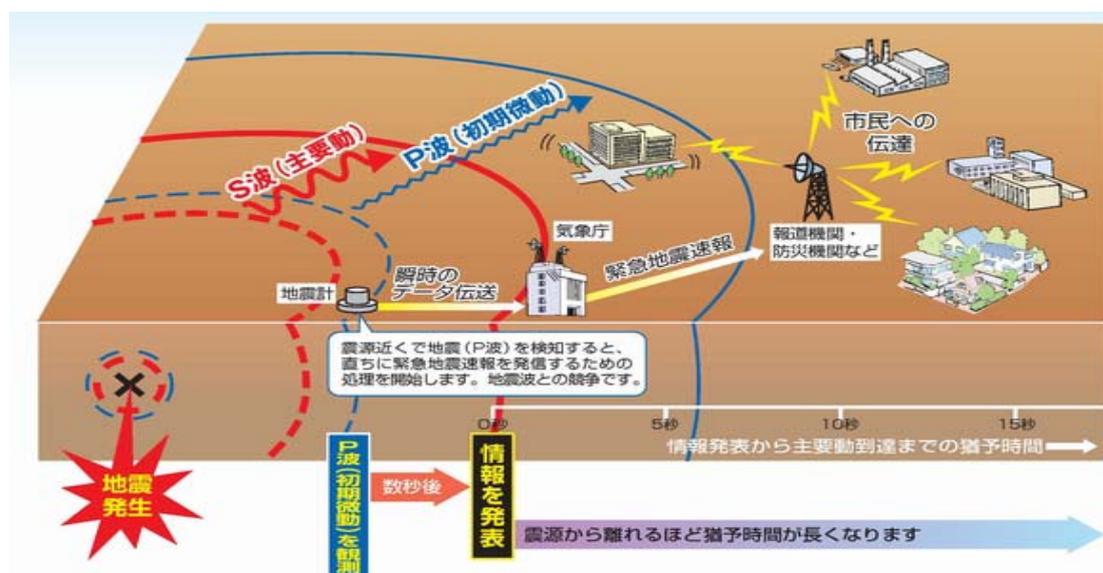
第1節 一般提供の開始	3
第2節 緊急地震速報の技術的限界	4
第3節 南海トラフ地震の場合は?	4
第4節 速報の受信について	5
第5節 利用の心得	7

第2章 緊急地震速報を利活用するために

第1節 マニュアル作成	10
第2節 対応行動指針作成	17
第3節 対応行動シミュレーション	21
第4節 対応行動の確認	21
第5節 対応行動補助設備	22
第6節 訓練	24

第1章 緊急地震速報とは

「緊急地震速報」は、地震の初期微動（P波）と主要動（S波）の伝達速度の差を利用し、震源近くの地震計でP波を受信すると、震源の位置、地震の規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震のS波が到達する数秒から数十秒前にテレビ等を通じて、強い揺れの地域をお知らせするものです。



第1節 一般提供の開始

平成19(2007)年10月1日より一般への提供(テレビ・ラジオ等)が開始されました。一般提供の場合は、気象庁が最大震度が5弱以上と推定した場合に、震度4以上が予測される地域名(全国を200地域に区分：明石市は兵庫県南東部P6参照)を広く一般に発表します。

<参考>

この一般提供のほかに高度利用者向けの速報もあります。これは事業所や各個人が配信業者と契約し、専用機械により受信するもので、速報受信地点での推定震度及び主要動到達までの残り秒数等を入手することが可能です。ただし迅速性を優先するため、第1報は1点の観測点のみの処理結果によって発表されることから、ごくまれに誤報が発生することがあります。

なお、防災行政無線及び市役所と学校の館内放送設備による速報も高度利用者向けの速報です。

一般提供の場合

- テレビ、ラジオから流れます。
- 最大震度が 5 弱以上と推定した場合に、震度 4 以上が予測される地域を発表します。
- 具体的な推定震度は発表されません。
- 猶予時間は発表されません。(あっても数秒から数十秒程度)
- 誤報は、ほとんどありません。(地震波を 2 点以上の観測点で判断するため)

第 2 節 緊急地震速報の技術的限界

緊急地震速報は万能のシステムではありません。実際、最近発生した地震では情報が発表されない、或いは揺れに間に合わないケースがありました。

以下のような技術的限界や課題があります。

- 発表から揺れがくるまでの時間は数秒から数十秒と、かなり短い。
- 直下型地震の場合や、震源に近い場所では、揺れの到達に間に合わないことがある。
- 予想震度に誤差(±1 程度)があり、実際の揺れが大きくても速報が出ない場合がある。(逆に実際の揺れが小さくても速報が出る場合もあります)
- 地震によっては、速報を発表するまでに時間がかかることがある。
- J-ALERT(全国瞬時警報システム)により緊急地震速報を伝達する場合は、技術上数秒間の遅れが発生する場合があります。

第 3 節 南海トラフ地震の場合は？

今後 30 年以内の発生確率が 70%程度と言われている南海トラフ地震が発生した場合、緊急地震速報は間に合うでしょうか？

南海トラフ地震の特徴

- ・海溝型地震で、揺れる範囲が広い
- ・M8クラスの巨大地震。明石市は震度 5 強から 6 弱の予想
- ・明石市は震源から距離がある

以上の条件から、速報から主要動到達まで 20～30 秒程度の猶予があると予想され、緊急地震速報の活用が期待されています。

第4節 速報の受信について

テレビ・ラジオ

防災行政無線（市内 59 箇所の屋外スピーカー及び 241 箇所の戸別受信機）

IP 告知端末（パピオスあかし 市民広場、市民図書館、こども広場、総合窓口）

市役所と学校の館内放送設備（市立の小・中学校、高校、養護学校 計 43 校）

(1) テレビ・ラジオでの受信

テレビでは、最大震度が 5 弱以上と推定した場合にチャイム音と共に地震が起きた場所（県）と震度 4 以上が予測される地域（県）を伝えます。

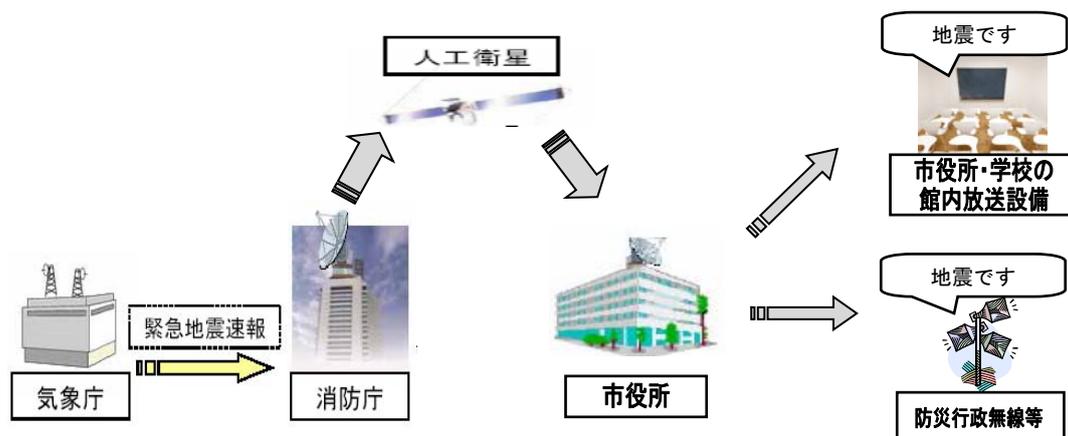
ラジオでは通常番組を中断し、チャイム音に続いて内容を音声で速報します。



(2) テレビ・ラジオで受信する場合の注意点

- つけていないと放送されません。
- 到着時間や震度については放送されません。
- 地震波を 2 点以上の地震観測点で観測してから発表しますので、地震によっては、発表までに時間を要し、揺れの後に速報が流れる場合があります。
- テレビの場合は現段階ではチャイム音が放送局によって違います。
- NHK の場合は全国放送で流れますので、関東で地震があった場合でも速報が流れます。

(3) 防災行政無線、IP 告知端末及び市役所と学校の館内放送設備での受信



こんな放送が流れます 『《チャリン・チャリン》 地震です。』

59箇所（巻末資料に掲載）の屋外スピーカーから報知音（チャリン・チャリン）の後に音声（地震です）でお知らせします。戸別受信機を設置している 241 箇所（巻末資料に掲載）、IP 告知端末からも流れます。

また、市役所と学校の館内放送設備も同様の音声でお知らせします。

報知音は、NHK のホームページ (<http://www.nhk.or.jp/bousai/>) で聞くことができます。

(4) 防災行政無線、IP 告知端末及び市役所と学校の館内放送設備で受信する場合の注意点

- 兵庫県南東部地方(注)で震度 5 弱以上が予想される場合に「報知音＋音声（地震です）」で速報が流れます。
- 24 時間で運用します。
- テレビ、ラジオと同様で、到着時間や震度については放送されません。
- テレビ・ラジオと違って地震波を 1 点で観測して発表しますので、まれに誤報があります。誤報の場合は追って訂正の放送を流します。

(注 1) 防災行政無線の場合は、以下の点にも注意してください。

- 最大音量（午後 5 時の定時放送など通常は最小音量で運用）で流しますが、場所によっては聴こえない場合もあります。
- 「防災行政無線の自動起動に要する時間（7 秒）」> 「揺れまでの猶予時間」の場合は放送しません。

(注 2) 緊急地震速報の震度予想区域において、兵庫県は北部、南西部、南東部、淡路の 4 地域に分割されます。

(気象警報、注意報の発表区域とは異なります。)

兵庫県 南東部	神戸、尼崎、 明石 、西宮、芦屋、伊丹、加古川、西脇、宝塚、三木、高砂、川西、小野、三田、加西、篠山、丹波、加東、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町
------------	--

第5節 利用の心得

緊急地震速報の発表から実際に揺れるまでの時間が数秒から数十秒と短時間であるため、緊急地震速報を聞いて、建物から外へ逃げ出すことは極めて困難です。強い揺れが始まるまでの短い間に、周囲の状況に応じてあわてずにまず身の安全を確保するための方法を、あらかじめ理解しておく必要があります。

<家の中では>

- **頭を保護**し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- あわてて外に飛び出さない
- その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消さない



あたまをまもる



かぐからはなれる

<屋外では>

- ブロック塀の倒壊等に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難



へいからはなれる



落ちてくる
ものにちゅうい

<施設内では>

施設の係員の指示に従い落ち着いて行動しましょう。

指示のない場合は

- その場で、**頭を保護**する。
- あわてて出口には走り出さない。
- 周りに倒れてくる危険なものがあれば離れる



あわてて外に
とびださない

<自動車運転中>

- あわててブレーキをかけないようにしましょう。
- ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止しましょう。



急ブレーキを
かけない



ハザードランプ
をつけて減速

<電車・バスの中>

- 乗り物が緊急停車する場合に備えつり革、手すりなどにしっかりつかまりましょう。



<エレベータ利用中>

- 最寄りの階で停止させて、すぐに降りるようにしましょう。



第2章 緊急地震速報を利活用するために

「緊急地震速報を受信したときに、どのように行動したらよいか？」

生活のなかで緊急地震速報を見聞きする機会は、少ないため、いざ緊急地震速報を受信したときに、とっさに適切な行動を取れないこともあり得ます。

特に、情報を聞いてからの最初の行動が大事ですので、適切な行動が取れるよう「命を守るワンアクション」を合い言葉に、必要な準備を行いましょう。

「命を守るワンアクション」

本章では、主に防災担当者や施設管理者を対象に緊急地震速報受信時の対応行動をイメージして頂くことを目的として、事前に準備しなければならないことを説明します。



第1節 マニュアル作成

緊急地震速報の導入にあたっては、検討内容について関係者間の意識の共有を図り、緊急地震速報の利活用の方法等を明確にするため、緊急地震速報を利活用するためのマニュアルを作成することが推奨されます。

具体的なマニュアルの作成においては、それぞれの事業者等により、固有の検討が必要となりますが、基本的な項目として、事業所・集客施設等でTV、ラジオ、防災行政無線、IP告知端末、市役所と学校の館内放送設備より受信した場合について、以下に例示します。

特に集客施設については、それぞれの施設の特徴を考慮し、施設利用者の安全確保のもっとも適切な方法を検討し、マニュアルの作成や周知を図る等の手段をとることが望まれます。

なお、ここでは新たにマニュアルを作成することについて記述していますが、既に震災対策等のマニュアルがある場合においては、ここでの検討内容を既存のマニュアルの一部として、追加することで対応可能です。



緊急地震速報利用マニュアル項目例

○目的

マニュアルの目的等を記述

○対象施設

マニュアルが対象となる施設を記述

○受信媒体

テレビ、ラジオ、防災行政無線、IP告知端末、市役所と学校の館内放送設備など、受信する可能性のある媒体を記述

○対応

職員等の対応について、自らとるべき行動と来客者等に対してとる行動について記述

○訓練

訓練方法等について記述

○周知

周知の方法等について記述

○その他

留意事項等を記述

注：一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用にあたっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となります。

以下でマニュアルの中で特に大切な、職員等の対応等に関して、気象庁での検討をもとにオフィス等、食堂・喫茶室等及び集客施設、学校についてのポイントを参考として記載します。また、参考にマニュアル(例) を記載します。

〔官庁、企業、事業所等〕

○ 近くに外来者がいる場合は、声を掛けるなどして適切な行動がとれるよう誘導する。

(ポイント)

- ・ 事前に誘導を補助する案内（安全箇所及びその場でとる姿勢等を分かりやすく示したもの）等を整備する。

○ 身の安全確保のための行動（あらかじめ想定したもの）をとる。

(ポイント)

【執務室内】

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

【エレベータ内】

- ・ エレベータを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、エレベータの停止後、速やかに機外に出て、揺れに備える姿勢をとる。

〔食堂、喫茶室等〕

○ 利用者がいる場合は、声を掛けるなどして適切な行動がとれるよう誘導する。

(ポイント)

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導（熱湯に注意）。
- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

○ 身の安全確保のための行動（あらかじめ想定したもの）をとる。

(ポイント)

【厨房内】

- ・ その場で火を消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所（例えば床）に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

【集客施設】

- 施設利用者等がパニックを起こさないように落ち着いた行動を呼びかける。
(ポイント)

【事前準備】

- ・ 職員等があわてないように事前にマニュアル等を整備し、十分周知する。
- ・ 職員等の対応の習熟のため、定期的に訓練を実施する。
- ・ 事前に放送等の有無を十分周知しておく。
- ・ 地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、事前に注意喚起及び明示する。

【地震時の行動】

- ・ 地震発生時の対応に準拠し、職員があわてず、来客者へ落ち着いた行動を呼びかける。

【学校】

- 身の安全確保のための行動（あらかじめ想定したもの）をとる。
(ポイント)

【教室内】

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

【特別教室】

- ・ 火気や楽器・工作機器など転倒の恐れのあるものから離れる。
- ・ 火を消せる場合には消火し、工作機器はスイッチ・電源を切る。
- ・ 危険が低い場所で姿勢を低くし、揺れに備える姿勢をとる。

【運動場】

- ・ 校舎から離れ、運動場の真ん中に集まり、姿勢を低くする。
- ・ 揺れがおさまったら先生の指示に従う。もし、先生の指示が受けられない場合は、あらかじめ決めている自分の教室に戻るか、運動場で待機する。

- 障害のある生徒への対応も事前に対応しておく。

- 近くに外来者がいる場合は、声を掛けるなどして適切な行動がとれるよう誘導する。

【ポイント】

- ・ 事前に誘導を補助する案内（安全箇所及びその場でとる姿勢等を分かりやすく示したもの）等を整備する。



緊急地震速報を受信した際に適切な行動が取れるよう、日頃から危険な状況を確認・認識しておきましょう。下記の例にならって、それぞれの学校で検討して下さい。

《KJ法による検討例》

地震速報 児童にとって危険な場所

教室

学級活動
(子どもが動いている)

鏡、コンパス等を使った授業中

教卓の上の天井から電灯が落ちてくる場合

給食配膳中

休み時間教室で本を読んでいる時(教師不在、少人数)

職員打合せ(担任不在)

運動場 (休み時間)

遊具で遊んでいる時
(登り棒・鉄棒・ろくぼく・ブランコ等)

※高い所と動くものが危険

授業中

特別教室

理科室での実験

家庭科室での調理実習

家庭科の裁縫中

図工室で電気のこぎりなどの使用中

図書室で本や棚の落下

視聴覚室でパソコン使用中・落下

音楽室で合奏中
多くの楽器
立っている児童

体育館

跳び箱・遊具

体育倉庫

渡り廊下の破損

電灯の落下

等

その他の場所

昇降口
(靴箱が倒れる)

窓の近くで遊んでいるとき

プール指導中

教室の出入口
(集会終了後、下校時に児童が集中する)

トイレ(個室・孤立・ひとりになる)

保健室(病人・かゝ人)

廊下・体育館通路
階段など(教室移動時)

給食を作っているとき

掃除中(教室・廊下・
トイレ・図書室等)

等

緊急地震速報利活用マニュアル(例)

○目的

このマニュアルは、庁舎内等での地震災害への初動対応における混乱を防止し、職員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

○対象施設

〇〇本庁舎、及び△△事務所

○受信媒体

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線（〇〇小学校屋外拡声子局）、IP告知端末、市役所と学校の館内放送設備により伝達される。

○職員等の対応

1) 事務室における職員の対応

①来客者がある場合

- ・あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。
- ・事前に設定してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。
- ・カウンター、机等の下に隠れるスペースがあれば、「机の下に入ってください」と指示する。
- ・聴覚に障害がある方には、ポスターを指し示す、ジェスチャーを行うなどにより指示する。※予めカードを用意しておくのも有効です。
- ・車いすの使用者に対して、「ブレーキをかけて、頭を守って」と指示する。
- ・身障者用トイレの近くにいる者は、中に人がいないか確認し、入っている方がいれば「地震です。手すりにしっかりつかまって」等と外から声をかける。

②周りに来客者が無く、自らの安全を確保する場合

- ・最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる
- ・近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備る。
- ・窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
- ・電話中であれば、強い地震が来ることを伝え、相手にも注意を促し、電話を切る。

2) 食堂、喫茶室等での対応

【厨房内】

- ・その場で火を消せる場合は消火する。
- ・やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

【フロア内】

- ・配膳は中断し、トレイ等を安全な場所（例えば床）に置く。
- ・落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

【利用者への誘導】

- ・着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導（熱湯に注意）。
- ・移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

○訓練

緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練については、定期的を実施する。毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。

○周知・広報

1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。

2) 職員その他の庁舎常勤者（福利厚生施設、記者クラブを含む）

①このマニュアルを全員に配布

②緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施

3) 来客者

①庁舎出入り口（正面及び南口。以下同じ。）に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、庁舎内の各階掲示板（喫茶、食堂等を含む）等を利用してポスターの掲示を行う。

②外来者に対し、入庁時に緊急地震速報発表時の対応について記載したビラを配布する。

注：上記の例は一般的な検討項目について、簡易にまとめてあるものです。そのため、実際のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

第2節 対応行動指針作成

前節で説明したマニュアルを実効性があるものとするための具体的な検討として、対応行動指針を作成します。対応行動指針とは、実際に緊急地震速報を受信したときに、対応行動実施者がとる適切な対応行動について示したものです。

緊急地震速報受信時の適切な対応行動を図るためには、『**周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する**』ことが大切です。また、緊急時には適切な判断を下すことが困難になることも想定されることから、対応行動指針は、起こり得るあらゆる状況について具体的な対応行動を示すことが大切です。これらに注意し対応行動指針を作成し整理して下さい。

参考に、「緊急地震速報受信時の対応行動メモ」を用いた対応行動指針の作成手順を示します。《図-1》に窓口での職員の行動について例を示します。

緊急地震速報受信時の対応行動メモ（記載例：窓口勤務職員の場合） 《図-1》

①受信場所	〇〇窓口		⑤概略図
②周囲状況	施設	安全・やや危険・危険	
	人	一人・部内者あり・来客者あり	
③受信後、地震による揺れ発生までの猶予時間	10秒		
④対応行動	[受信者自身のとる避難行動] 本棚のない、安全な場所（机の下または広いスペース）に移動し、頭を守る姿勢をとり、その場にしゃがみこむ。		
	[来客者に対してとる行動] 安全な場所（机の下）に移動し、頭を守る姿勢をとり、その場にしゃがむよう呼びかける。 安全なスペース（マーキング）に移動してもらおうよう呼びかける。		

(1) 施設内調査（記入欄：①，②）

実際に施設内を歩き、以下の着目点から、各箇所での安全度を総合的に判断して下さい。また、来客者等の可能性がある場合には、その旨も記録して下さい。

【調査時の着目点】

- ・ 地震発生時に照明や掲示物などが落下する恐れがあるか？
- ・ 窓ガラス等、破片が飛び散る恐れがあるか？
- ・ 本棚など大きな物品が倒れる恐れがあるか？
- ・ 机の下など、安全を確保できるスペースがあるか？ など

(2) 猶予時間の設定（記入欄：③）

緊急地震速報を受信してから、地震による揺れが到達するまでの猶予時間の設定を行って下さい。

猶予時間は地震により異なりますが、TV、ラジオ、防災行政無線、IP告知端末、市役所と学校の館内放送設備では猶予時間は判りませんので、身を守るための行動及び来客者への対応も踏まえて、10秒から15秒程度で設定することを薦めます。

なお、緊急地震速報の伝達が地震による揺れの発生に間に合わないことも起こり得ます。

(3) 対応行動指針の考察（記入欄：④）

これまで整理した①から③までの状況における対応行動を検討して記入して下さい。

ここで、記入欄②において「安全」と判断された場所においては、「その場に座るなどして揺れに備える姿勢をとる」や外来者に対して「揺れに備える姿勢をとるよう促す」といった行動が考えられます。

しかし、記入欄②で「やや危険」または「危険」と判断された場合は、設定した猶予時間内（記入欄③）に、これらの危険を回避する行動をとる必要があります。周囲に安全な場所があるならば、そこまで移動して身の安全を確保し、それが不可能であれば、ひざまずき揺れに備える姿勢をとるなどの対応行動をとることとなります。

(4) イメージ図の作成（記入欄：⑤）

以上の整理事項を、簡単な概略図にまとめて下さい。概略図を見ただけですぐに対応行動を開始できるよう分かりやすくすることが望まれます。

なお、この対応行動の指針は、あくまで一つの例であることから、環境や状況にあった対応行動の指針を訓練実施主体ごとに考える必要があります。

<シチュエーション別の対応行動「ワンアクション」の例>

- ・対象者、シチュエーション別に、緊急地震速報を受信してからの対応行動「ワンアクション」を整理した例

〔学校におけるワンアクション検討例……【学校活動・先生向け】〕

●シチュエーション別対応行動指針の例（学校活動・先生向け）

場所（シチュエーション）	想定される危険	対応行動（ワンアクションポリシー）		その後の対応（先生）
		ワンアクション（直前行動）	注意事項	
教室 では ・学級活動 ・子供が動いている ・鏡やコンパスを使用している ・給食配膳中 ・休み時間、職員打合せ時（担任不在） など 【特別教室】 理科室 ・実験 家庭科室 ・調理実習 ・裁縫中 図工室 ・電気のかざり等の使用中 音楽室 ・合奏中 図書室 ・本や棚の落下 視聴覚室 ・パソコン使用中 など…	・天井から電灯が落ちてくる ・窓ガラス飛散 ・鋭利なもので怪我をする ・熱湯でやけど ・パニックになる。	・落ち着いて行動する ・危険なものから離れる ・姿勢を低く（机の下に隠れる）	・慌てて廊下に出ない	生徒・児童に落ち着いて行動するよう指示。
	・火気・薬品	・その場で火を消せる場合は消火する。		同上
	・火気、調理中の鍋の転倒によるやけど	・調理中の鍋や熱湯から離れる。		同上
	・鋭利なもので怪我をする ・機械が転倒	・スイッチを切る。 ・機械から離れる。		同上
	・多くの楽器が転倒	・危険が小さい場所でひざまずく。楽器から離れる。	・ピアノは特に危険のため、注意。	同上
	・本の落下 ・棚の転倒	・危険が小さい場所でひざまずく。		同上
	・パソコンの落下	・危険が小さい場所でひざまずく。		同上
体育館 では ・跳び箱・遊具 ・体育倉庫 【集会時】 ※群衆は危険 ……パニックにならないよう注意	・道具の転倒 ・電灯の落下 ・窓ガラス破損 ・渡り廊下破損など	・落ち着いて行動する ・落下物等の危険が小さい場所（中央より壁側）へ移動 ・ひざまずき揺れに備える	・慌てて廊下に出ない ・割れたガラスの飛散に注意	同上
	・停電により暗闇になる ・群衆によるパニック	・落ち着いて行動する ・その場で姿勢を低くして揺れに備える。	・停電時は暗さでパニックになることもある。 一明かりの確保	同上
運動場 では 授業中 集会時 休み時間・放課後（特に遊具で遊んでいる時） など	・高い所から転落など	・遊具から下りる、離れる ・危険が小さい場所で姿勢を低くして揺れに備える	・高い所と動くものが危険 ・校舎や構造物に近いところでは落下物に注意	同上
その他 廊下・階段など移動中 昇降口 ・出入口 エレベータ トイレ プール など…	・集会後、下校時に生徒・児童が集中し危険	・その場で姿勢を低くして揺れに備える。	・割れたガラスの飛散に注意	同上
	・特に人が集中し危険（群衆）。	・危険が小さい場所でひざまずく。	・下駄箱の転倒に注意。	同上
		・最寄りの階に停止して出る		同上
	・個室で孤立する	・その場で姿勢を低くして揺れに備える。	・割れたガラスの飛散に注意	同上
	・プール破損し、水が大量に流出	・水からプールサイドへ上がる。	・排水溝の吸込みに注意	同上

【事前対応】基本的には、慌てず、落ち着いて行動することを日頃から教えておく

〔学校におけるワンアクション検討例……【コミセン活動、イベント時】〕

●シチュエーション別対応行動指針の例（コミセン活動、イベント時）

場所（シチュエーション）		対応行動（ワンアクションポリシー）			その後の対応
		事前対応	ワンアクション（直前行動）	注意事項	
教室では	市民開放 ・文化サークル など 授業参観	<ul style="list-style-type: none"> ・指示責任者を決めておく ・利用者に音声等のシステム・仕組みを周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて行動する ・危険なものから離れる ・姿勢を低く（机の下に隠れる） 		
	【特別教室】 理科室 家庭科室 給食室 では...		<ul style="list-style-type: none"> ・その場で火を消せる場合は消火する。 ・調理中の鍋や熱湯から離れる。 		
体育館では	市民開放 ・音楽会 ・文化祭 ・スポーツ中 など ※群衆は危険……パニックにならないよう注意	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの最初に、利用者に「緊急時に出ない、慌てない」という主旨を確実にアナウンスする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物等の危険が小さい場所でひざまずき揺れに備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吊り照明から離れる ・明るくする。 ・出入口を管理する。 	
運動場では	市民開放 運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの最初に、利用者に「緊急時に出ない、慌てない」という主旨を確実にアナウンスする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎・塀などから離れ、姿勢を低くして揺れに備える 		
その他	廊下・階段 など移動中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 不特定多数の方を対象としており、特に群衆への対応が重要。 事前対応が非常に重要（ワンアクションは、学校活動向けとほぼ同じ） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で姿勢を低くして揺れに備える。 		
	EVでは		<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの階に停止して出る 		
	トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・その場で姿勢を低くして揺れに備える。 		
	など・・・				

第3節 対応行動シミュレーション

前節で作成した対応行動指針に基づき、「緊急地震速報」受信から「対応行動」完了まで実際に行動し、対応行動指針の妥当性を試してみるものです。

(1) 準備するもの

模擬訓練を実施するまでに以下の訓練キットを準備して下さい。

- ・ 箇所ごとの「緊急地震速報受信時の対応行動メモ」(P16参照)
- ・ 緊急地震速報デモテープ (音声・映像)
- ・ ストップウォッチ
- ・ 笛 など

(2) シミュレーションの方法

実際に対応行動を行ってみます。ここで猶予時間は、緊急地震速報デモテープの再生直後から計測することとし、対応行動はデモテープの「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから開始するものとします。

- ① 対応行動メモに従い、人員を配置する。
- ② 緊急地震速報デモテープを再生すると同時にストップウォッチを押す。
- ③ 対応行動実施者は、デモテープの「緊急地震速報・・・」というメッセージを聞いてから、対応行動指針に従った対応行動をとる。
- ④ 猶予時間経過後、笛等を用いて終了の合図を出す。
- ⑤ 対応行動メモに、終了合図時の対応行動実施者の居場所を記入する。

第4節 対応行動の確認

前節で実施したシミュレーションで、当初作成した対応行動メモどおりの行動が完了した場合、ほかに問題等が無ければメモは完成とし、各職場のメモを集めたものが対応行動指針となります。もしも、対応行動メモどおりの行動ができなかった場合は、本章第2節に戻り、再度、具体的な行動について検討して下さい。

第5節 対応行動補助設備

前節では、事前に対応行動メモを確認した上で対応行動を開始しましたが、実際の地震発生時は、所属する執務室内ではメモにあった行動をとることは可能ですが、ほかの場所では、その状況での安全性や適切な対応行動が分からず、考えるだけで時間を費やしかねません。

このため、避難が円滑に行われるよう、場所ごとの適切な対応行動を案内する掲示物や床などのマーキングを整備することが効果的と考えられます。

<対応行動掲示物の例>

「緊急地震速報」が放送された場合

「緊急地震速報」が
放送された場合

速やかにこの場所から離れて
○色のエリアに入ってください。

「緊急地震速報」が
放送された場合

速やかにこの場所で
身を守る姿勢を取ってください。

・しゃがむ ・頭を守る等

「緊急地震速報」が
放送された場合

エレベータを利用しないで
下さい。

「緊急地震速報」が
放送された場合

職員の指示に従い
落ち着いて行動してください。

<対応行動パンフレットの例>
 「緊急地震速報」が放送された場合

緊急地震速報
 いのちをまもる

緊急地震速報
 が流れたら…

命を守るワンアクション
 One action
 アクション

基本ポーズ
 安全な場所へ移動する
 落下物から身を守る

明石市

こんなときは？

目が不自由な人
 耳が不自由な人
 からだが不自由な人
 介護が必要な人
 日本語がわからない人

が近くにいるとき
 周囲の人で
 助けあいましょう！

こんな絵文字にも注意してみよう！

あふあふあふあふ
 かたからはなれる
 へいからはなれる
 落ちてる
 あわてて外に
 逃げださない
 近くであふり

緊急地震速報のしくみ

はじめにくる
 弱い揺れを
 すばやくチャッチ！

揺れがくるよりも
 早くお知らせ！

地震の揺れ
 地震計
 気象庁
 みんなの学校

※場所によっては、揺れが早くくることがあるよ。

明石市役所防災安全課
 〒673-8686 明石市中央1丁目5-1 電話 / 078-918-5069

緊急地震速報
 が流れたら…

命を守るワンアクション
 あわてず、落ち着いて行動しよう！

教室では？

あわてず
 机の下にかくれる

あわてて廊下に出ない

運動場では？

遊具などで遊んで
 いる場合は、その場
 からはなれる

サッカーゴールなど
 倒れる恐れのある
 ものに注意！

体育館では？

窓ぎわなど落下物の
 被害が小さい場所に
 避難する

集会などのときは、
 あわてて出口に
 向かわない

家庭科室では？

火を消して、火からはなれる

図書室では？

本だななど、倒れそうなものからはなれる
 (音楽室のピアノなども同じ)

第6節 訓練

緊急地震速報は、頻繁に発表される情報ではありません。そのため、いざというときに役立たせるためには、防災訓練などに取り入れるなどにより、普段から情報に接しておくことが有効となります。

そこで、緊急地震速報を用いた基本的訓練方法について説明します。

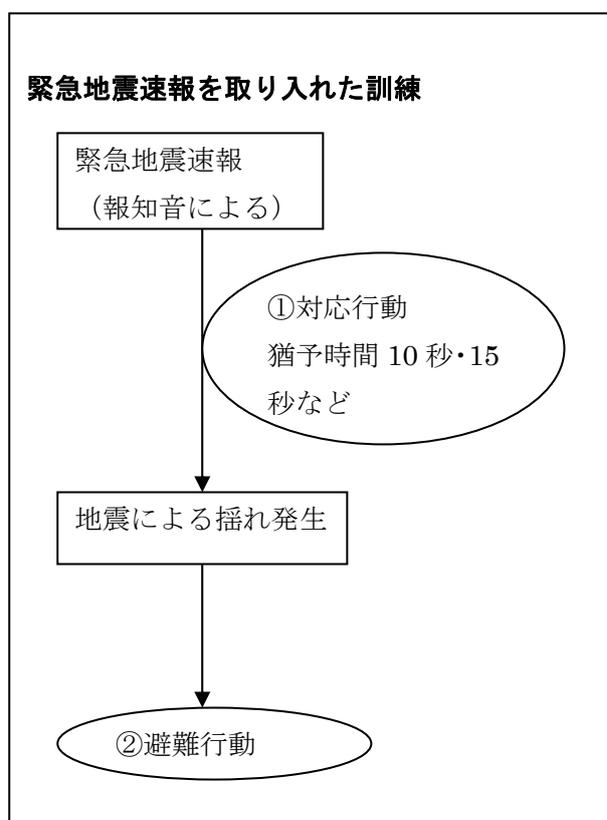
(1) 対応行動訓練

緊急地震速報の合図により強い揺れがくることを知り、①来客者への対応や、安全な机の下に隠れるなど自らの身の安全を確保する行動をとり、②揺れが収まった後に避難行動をとる訓練です。①のみ或いは①②併せて実施することも出来ます。

①のみの訓練であれば、大人数で一斉に行う訓練のほか、学校などの教室単位、地方自治体や企業の室・課単位、小規模な事業室単位等の単独訓練としても実施できます。

緊急地震速報を受信してから、地震が発生するまでの猶予時間の設定を、10秒、15秒と設定を変えることにより、マニュアルや対応行動指針の検証に役立ちます。

また、南海トラフ地震等具体的な地震を想定している場合は、その想定地震に合わせた猶予時間を設定することも可能です。



最後に

緊急地震速報が発表されてから、揺れが生じるまでの時間は長くても数秒から数十秒です。

また、地震によっては情報が間に合わないこともあります。

しかし、たとえ数秒から十数秒でも早く、大きな地震を知ることができれば、減災に役立てることが出来ると言われています。特に、今後30年以内の発生確率が70%程度とされている南海トラフ地震では、猶予時間が20秒から30秒程度見込まれることから、その活用が期待されています。

しかしながら、緊急地震速報は万能のシステムではなく、課題や限界もありますし、導入されるだけで、それがそのまま減災に繋がる訳ではありません。

逆に、速報を見聞きした場合に、どのように行動すればよいか等、事前の対策を行っていなければ、むしろ緊急地震速報を聞いた人たちが慌てて避難するなどのパニックにより被害が大きくなることも考えられます。

緊急地震速報を有効に活用するためには地震発生前の「事前対策」、緊急地震速報受信時の「対応行動」、地震発生後の「事後対応」、それらを事前に考え、緊急地震速報を見聞きしたときに適切な行動を取ることで、初めてその効果が大きく発揮されます。

そのためには、常に頭の中で対応行動をイメージしておくことや日頃からの訓練が重要となります。

学校や事業所等が緊急地震速報に対する対応（対応マニュアルの作成、訓練、地震対策）を行えば、学校・事業所から生徒・従業員へ、生徒・従業員から家庭へと伝播してゆき、減災に大きく役立ちます。



資料

防災行政無線 屋外スピーカー設置場所

No.	設置場所	No.	設置場所
1	市役所本庁舎	32	錦城中学校
2	大久保市民センター	33	大蔵中学校
3	魚住市民センター	34	野々池中学校
4	二見市民センター	35	望海中学校
5	総合福祉センター	36	大久保中学校
6	西部文化会館	37	大久保北中学校
7	鳥羽厚生館	38	江井島中学校
8	弁財天厚生館	39	高丘中学校
9	松陰厚生館	40	魚住中学校
10	西大窪厚生館	41	魚住東中学校
11	西八木厚生館	42	二見中学校
12	美里厚生館	43	衣川コミュニティ・センター
13	上西厚生館	44	林コミュニティ・センター
14	朝霧コミュニティ・センター	45	高丘西小学校
15	朝霧小学校	46	少年自然の家
16	人丸小学校	47	大蔵海岸（西）
17	明石小学校	48	大蔵海岸（東）
18	大観小学校	49	林崎漁港
19	王子小学校	50	西部市民会館
20	貴崎小学校	51	林ポンプ場
21	和坂小学校	52	松江海岸
22	藤江小学校	53	西島海岸
23	谷八木小学校	54	魚住漁港
24	江井島小学校	55	藤江海岸
25	大久保小学校	56	西岡海岸
26	山手小学校	57	八木海岸
27	錦浦小学校	58	二見港
28	清水小学校	59	川端公園
29	錦が丘小学校		
30	二見北小学校		
31	朝霧中学校		

防災行政無線 戸別受信機設置場所（１）

	設置場所	I D	アンソ 接続		設置場所	I D	アンソ 接続
1	本庁舎・広報課	101		33	大久保市民センター	128	
2	本庁舎・コミュニティ推進課	103		34	魚住市民センター	129	
3	本庁舎・市長室	295		35	二見市民センター	130	
4	本庁舎・総務課	102		36	鳥羽厚生館	166	
5	本庁舎・総合安全対策室	299		37	弁財天厚生館	167	
6	本庁舎・総合安全対策室	305		38	松陰厚生館	169	
7	本庁舎・財務室管財担当	109		39	西大窪厚生館	170	
8	西庁舎・税制課	296		40	西八木厚生館	171	
9	本庁舎・道路総務課	108		41	美里厚生館	172	
10	本庁舎・海岸課	104		42	上西厚生館	173	
11	本庁舎・福祉総務課	105		43	朝霧コミュニティ・センター	131	
12	大久保浄化センター・下水道総務課	107		44	朝霧北コミュニティ・センター	132	
13	本庁舎・住宅課	110		45	大蔵コミュニティ・センター	133	
14	本庁舎・都市総務課	111		46	錦城コミュニティ・センター	134	
15	分庁舎・教育委員会事務局（総務課）	113		47	衣川コミュニティ・センター	135	
16	分庁舎・水道部（総務課）	114		48	望海コミュニティ・センター	136	
17	議会棟・市議会事務局	115		49	野々池コミュニティ・センター	137	
18	保健センター	116		50	大久保コミュニティ・センター	138	
19	収集事業課	118		51	大久保北コミュニティ・センター	139	
20	資源循環課	119		52	高丘コミュニティ・センター	140	
21	市民病院	121		53	江井島コミュニティ・センター	142	
22	消防本部（消防本部総務課）	123		54	魚住東コミュニティ・センター	143	
23	生涯学習センター(アスパ)	403		55	魚住コミュニティ・センター	145	
24	生涯学習センター分室	124		56	二見コミュニティ・センター	146	
25	天文科学館	125		57	朝霧小学校コミュニティ・センター	148	
26	文化博物館	126		58	人丸小学校コミュニティ・センター	149	
27	卸売市場	127		59	中崎小学校コミュニティ・センター	150	
28	総合福祉センター	227		60	明石小学校コミュニティ・センター	151	
29	ふれあいプラザあかし西	260		61	大観小学校コミュニティ・センター	152	
30	少年自然の家	228		62	王子小学校コミュニティ・センター	153	
31	勤労福祉会館	225		63	林コミュニティ・センター	154	
32	市民ホール	226		64	花園小学校コミュニティ・センター	155	

防災行政無線 戸別受信機設置場所（２）

	設置場所	I D	アンブ 接続		設置場所	I D	アンブ 接続
65	貴崎小学校コミュニティ・センター	156		97	江井島小学校	195	
66	藤江小学校コミュニティ・センター	157		98	錦が丘小学校	196	
67	和坂小学校コミュニティ・センター	158		99	魚住小学校	197	
68	大久保小学校コミュニティ・センター	159		100	錦浦小学校	199	
69	山手小学校コミュニティ・センター	160		101	清水小学校	198	
70	谷八木小学校コミュニティ・センター	161		102	二見小学校	201	
71	錦が丘小学校コミュニティ・センター	162		103	二見北小学校	200	
72	錦浦小学校コミュニティ・センター	163		104	二見西小学校	270	
73	清水小学校コミュニティ・センター	164		105	朝霧中学校	202	
74	二見北小学校コミュニティ・センター	165		106	大蔵中学校	203	
75	高丘コミュニティ・センター中央集会所	141		107	錦城中学校	204	
76	西部文化会館	147		108	衣川中学校	205	
77	松が丘小学校	174		109	望海中学校	206	
78	朝霧小学校	176		110	野々池中学校	207	
79	人丸小学校	177		111	大久保中学校	208	
80	中崎小学校	179		112	大久保北中学校	209	
81	明石小学校	178		113	高丘中学校	210	
82	大観小学校	180		114	江井島中学校	211	
83	王子小学校	181		115	魚住東中学校	212	
84	林小学校	183		116	魚住中学校	213	
85	貴崎小学校	182		117	二見中学校	106	
86	花園小学校	185		118	明石養護学校	224	
87	藤江小学校	188		119	明石商業高等学校	215	
88	和坂小学校	184		120	明石高等学校	217	
89	鳥羽小学校	186		121	明石南高等学校	232	
90	沢池小学校	187		122	明石北高等学校	219	
91	大久保小学校	189		123	明石城西高等学校	220	
92	大久保南小学校	298		124	明石清水高等学校	221	
93	谷八木小学校	194		125	明石西高等学校	222	
94	山手小学校	190		126	明石工業高等専門学校	223	
95	高丘東小学校	191		127	松が丘保育所	405	
96	高丘西小学校	193		128	明南保育所	406	

防災行政無線 戸別受信機設置場所（3）

	設置場所	I D	アンソ 接続		設置場所	I D	アンソ 接続
129	王子保育所	407		161	明石恵泉保育園	395	
130	鳥羽保育所	409		162	なすみ保育所	396	
131	松陰保育所	410		163	第二恵泉保育園	397	
132	高丘保育所	411		164	ドリームキューピット保育園	398	
133	八木保育所	412		165	福里保育園	399	
134	江井島保育所	413		166	野の花保育園	400	
135	中尾保育所	414		167	リトルキューピット保育園	401	
136	土山保育所	415		168	ハンプティダンプティ保育園	402	
137	二見保育所	416		169	たんぽぽ工房	308	
138	福田保育園分園	417		170	ひまわり工房	309	
139	えいの里保育園	372		171	ゆりかご園	310	
140	明舞保育園	373		172	朝霧会館	229	○
141	稲爪保育園	374		173	朝霧町2丁目公園	287	○
142	太寺保育園	375		174	東人丸会館	231	
143	長寿院保育園	376		175	太寺会館	230	
144	浄行寺愛児園	377		176	ユニハイツ朝霧自治会	278	○
145	明光保育園	378		177	大蔵会館	304	○
146	林神社保育所	379		178	城西会館	248	
147	和坂保育園	380		179	マリンパレス明石自治会	279	○
148	和坂保育園駅前分園	381		180	明石アーバンライフ自治会	280	○
149	ゆたか保育園	382		181	相生会館	249	
150	西明石愛児園	383		182	ふれあい会館	250	
151	藤江保育所	385		183	親和会館	251	
152	さわの保育園	386		184	当津会館	252	
153	まどか保育園	387		185	王子公民館	253	
154	大久保保育園	388		186	リバーサイドパレス明石自治会	281	
155	福田保育園	389		187	大道町公民館	233	
156	山手台保育所	390		188	船上中央会館	234	
157	わかば保育園	391		189	船上南会館	235	
158	わかば保育園松陰分園	392		190	明石オリエントハウス	282	○
159	金ヶ崎北保育園	393		191	明石ダイヤハイツ自治会	283	○
160	金ヶ崎北保育園駅前分園	394		192	立石会館	254	

防災行政無線 戸別受信機設置場所（４）

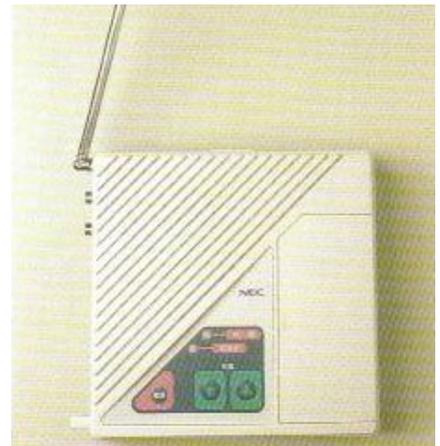
	設置場所	I D	アンテナ 接続
193	貴崎会館	255	
194	東松江公会堂	256	○
195	和坂公民館	257	
196	西明石町公民館	258	
197	西明石南町公民館	259	
198	花園会館	236	
199	西明石北町公民館	302	○
200	旭が丘自治会	285	○
201	鳥羽野々上会館	303	○
202	別所公民館	261	○
203	東藤江公民館	262	○
204	藤が丘公民館	271	○
205	藤江会館	404	
206	若林公民館	243	
207	今崎野公民館	266	
208	森田会館	237	○
209	松陰新田公民館	267	
210	松陰会館	238	○
211	中ノ番会館	242	○
212	大窪会館	239	○
213	山の下公民館	269	○
214	山手台会館	244	○
215	西脇会館	276	○
216	大久保第2自治会	284	○
217	大久保南団地集会所	289	○

	設置場所	I D	アンテナ 接続
218	谷八木公民館	218	
219	八木会館	265	
220	東江井自治会安心コミュニティプラザ	268	○
221	西島公会堂	286	○
222	西島地区コミュニティ会館	245	
223	大歳自治会館	301	○
224	柳井会館	272	
225	金ヶ崎文化センター	273	○
226	長坂寺会館	274	○
227	清水公民館	246	
228	清水新田公民館	247	
229	中尾会館	275	○
230	中尾北公民館	300	
231	西岡会館	241	
232	西岡小林自治会館	313	○
233	住吉4丁目公民館	315	○
234	山川公民館	314	○
235	福里公民館	290	○
236	西之町公民館	306	○
237	西二見公民館	277	
238	岡の上公民館	293	○
239	サンハイツ土山自治会	291	○
240	土山駅前スカイハイツ自治会	292	○
241	明石ケーブルテレビ	294	

屋外スピーカー



戸別受信機



IP告知端末設置場所

No.	設置場所	No.	設置場所
1	パピオスあかし 2階 市民広場	3	パピオスあかし 5階 こども広場
2	パピオスあかし 4階 市民図書館	4	パピオスあかし 6階 総合窓口

館内放送設備

No.	設置場所	No.	設置場所
1	明石小学校	23	清水小学校
2	松が丘小学校	24	錦が丘小学校
3	朝霧小学校	25	錦浦小学校
4	人丸小学校	26	二見小学校
5	中崎小学校	27	二見北小学校
6	大観小学校	28	二見西小学校
7	王子小学校	29	錦城中学校
8	林小学校	30	朝霧中学校
9	鳥羽小学校	31	大蔵中学校
10	和坂小学校	32	衣川中学校
11	沢池小学校	33	野々池中学校
12	藤江小学校	34	望海中学校
13	花園小学校	35	大久保中学校
14	貴崎小学校	36	大久保北中学校
15	大久保小学校	37	高丘中学校
16	大久保南小学校	38	江井島中学校
17	高丘東小学校	39	魚住中学校
18	高丘西小学校	40	魚住東中学校
19	山手小学校	41	二見中学校
20	谷八木小学校	42	明石商業高等学校
21	江井島小学校	43	明石養護学校
22	魚住小学校	44	明石市役所 (本庁舎、西庁舎、分庁舎、議会棟、南会議室棟)